

## 岡崎市景観まちづくり協議会等の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例（平成24年岡崎市条例第22号。以下「条例」という。）の規定に基づき、景観まちづくり協議会、景観まちづくり協定及び景観まちづくりサポーターの認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例の例によるものとする。

(景観まちづくり協議会の認定の取消しに係る書類)

第3条 条例第15条第1項第1号の規定による申し出は、様式第1号による景観まちづくり協議会認定取消申出書により行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による通知は、様式第2号による景観まちづくり協議会認定取消通知書により行うものとする。

(景観まちづくりサポーターの登録等に係る書類)

第4条 条例第18条第1項の規定による景観まちづくりサポーター（以下「景観サポーター」という。）の登録の申請をしようとする者は、様式第3号による景観まちづくりサポーター登録申請書を市長に提出するものとする。

2 条例第18条第2項の規定による登録は、住所、氏名、登録の有効期間その他必要な事項を様式第4号による景観まちづくりサポーター登録簿に登載してするものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、様式第5号による景観まちづくりサポーター登録証を申請者に交付するものとする。

4 条例第19条第1項第1号の規定による申し出は、様式第6号による景観まちづくりサポーター登録抹消申出書により行うものとする。

5 条例第19条第2項の規定による通知は、様式第7号による景観まちづくりサポーター登録抹消通知書により行うものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。